



癒着の具体的事実なし！

寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札に関する調査特別委員会調査報告

調査の目的

平成19年9月7日付、「壱岐日々新聞社」の報道による寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札に関して、壱岐市と指名停止中の島内大手建設業者との癒着が原因で、その業者の指名停止期間の解除まで市が入札を引き延ばしているのではないのかとの報道に重く着目し、真実であれば市の重大な違法行為であり、議会として黙視できないとの立場から癒着の事実関係を徹底究明し、真実を明らかにすることとした。

調査の方法

1) 書類の検証

- (1) 説明資料 ①入札までの経過および遅れの内容 ②長崎県とのやり取りの経過
③壱岐日々新聞社とのやり取りの経過
- (2) 提出資料 ①メールでの県との送受信記録 ②18年度・19年度設計額
③19年度当初予算の工事請負費の両団地内訳
④落札者・指名業者一覧
⑤補助対象額(当初・現在)および19年3月30日現在の補助内定額と単
独事業内容額
⑥当初8月(1・4半期)発注であったことを示す書類(契約班)
⑦白水団地解体工事が単独事業から補助対象事業に変更となったことを
証明する書類
⑧補助金交付申請に手間取ったことを証明する書類

2) 証人喚問

長田 徹(市長) 澤木満義(副市長)
中原康壽(建設部長) 後藤 剛(建設管理課長)
堤 一晃(建設管理課住宅班係長) 中嶋貴史(建設管理課建築班係員)
柳本寛司(長崎県建設部住宅課主任技師)
補佐人 藤川康博(同県建設部住宅課長補佐)
菊田光孝(株壱岐日々新聞社編集長(出頭拒否))

調査事実

- 1) 本工事は平成19年3月30日に、平成19年度地域住宅交付金事業により内定を受け、発注を1・4半期(4~6月)予定していたが、4月29日に白水団地解体工事が単独事業から補助対象に認められる。そのため、第1回変更計画(6月)を追加要望提出する。7月6日に補助金交付の変更の内定を受ける。
- 2) 変更内定後、7月から補助金交付金変更申請に着手。7月18日から9月6日までに修正手続きが完了するまで、県とのメールの受信4回、送信12回に及ぶ見直しの修正がされている。メールの送受信記録および証人の証言により認められる。
- 3) 標準建設費および特例加算の見直し修正。8月21日、メールにより県から指示を受ける。8月30日、見直し調製の上、県へ送信。9月3日、それに対して3箇所修正指示。9月4日、修正し県へ送信。これについても、メール記録・証人証言により明らかである。

宣誓書を
朗読願います



良心に従って真実を述べ
何事もかくさず、また何事も
つけ加えないことを
誓います



- 4) 交付金変更申請は市の建築班と県の住宅課の間で修正手続き中だったが、市の財政課契約班との連絡が取れていなかったため、報道取材との相違性がある。また、県の住宅課の担当も「9月5日の時点ではすでに書類は受け取っていた。指名停止も知らなかった。」との証言で新聞報道との関連性が認められない。
- 5) 白水団地解体工事が補助対象となり、7月6日に変更内定を受けるまで業者は指名停止期間でないこと、内定後の補助金交付申請をやり直すことは当然と考えられ、意図的に引き伸ばす合理的理由が見受けられない。
- 6) 各証人も厳正な宣誓の上、「業者からの請託は受けていない。接触もない。指示も受けていないし、指示もしていない。」との証言に対し、偽証は見受けられない。
- 7) 7月6日以降の事務処理について、8月9日の県からの指示を理解するのに時間を要していることが唯一事務遅延と見られる。
 - ①市の担当者が初めて処理する事務であったこと。
 - ②寺頭・白水両団地を一括してする申請であったこと。
 - ③標準建設費・特例加算など個別直接工事費の算出や諸経費計算表は県との調整・作成に時間を要すること。以上のことにより、両人が職務権限も少ない係員あるいは技師であることを考えあわせると、意図的に共謀し事務を引き延ばしたとするには無理がある。
- 8) 新聞社に報道記事の事実関係を証言して頂きたく、証人出頭を請求したが、報道関係者の職業としての取材源の秘匿を理由として出頭を拒否されたので、再出頭は求めなかった。

調査の結果および意見

＜壱岐市と指名停止中の島内大手建設業者との癒着＞との具体的事実はなく、癒着が原因でその業者の指名停止期間の解除まで入札を引き延ばしている事実もない。

壱岐日々新聞社の、「市と大手建設業者の癒着か？指名停止明けに入札延期疑惑」の報道は根拠がなく、風聞による邪推を報じたものと判断され、記事の内容は真実でない。

- 1) 新聞社の取材に対する市の対応について
責任ある取材窓口を設けるなど、無用な誤解を受けないよう早急に体制を検討実施する必要がある。
- 2) 証人出頭請求に対する拒否について（壱岐日々新聞社 菊田編集長）
真実を究明するため、最も重要な証人として大きな期待を寄せていたが、弁護士を代理人に「報道関係者の取材源の秘密は職業の秘密に当たる」ことを不出頭の正当な理由として出頭して頂けなかった。地方自治法100条2項で準用する民事訴訟法197条1項3号に「職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合には証言を拒むことができる」と規定されている。場合によっては証言を拒むことができるのだから、証人としてできる範囲を証言することによって、自ら報道に対する責任を果たし真相を明らかにして頂きたかった。
- 3) 誤った報道への対策について
今回の報道に対し、記事が事実ではないとしながらも、新聞社に対し特に抗議もせず放置していることは、真実を市民に知らしめるためには適当な対応ではない。記事が憶測によるもので事実でないものであり、市民に大きな誤解を与えるようなものであれば、市は新聞社に対し強く抗議するとともに、法的手段を用いるなどの手段を講じて真実を明らかにしなければ、市民の信頼を得ることはできない。